

入札参加資格審査申請について

1 申請者について

- ① 申請者が代表権を有する者であるときは委任状を必要としないが、代表権を有しない者が申請者となるときは委任状を添付すること。
- ② ①の委任状を添付する場合、別添の「委任状」の書式に従うこと。
- ③ 委任状作成の場合、委任しない項目があれば、項目を削除すること。
- ④ 印については、使用印鑑届書の印を使用すること。

2 提出書類について

提出書類名	様式 番号	提出	備 考
参加資格審査申請書	様式 1	◎	
会社概要	様式 2	◎	記入要領に従い、記入したもの
契約実績確認書	様式 3	◎	
登記（履歴または現在） 事項全部証明書	—	◎	法務局が発行するもの 発行日から3カ月以内のもの（写し可）
小売電気事業者の届出が 確認できる資料（写）	—	◎	
貸借対照表等	—	◎	最近1事業年度の以下のもの ・貸借対照表 ・損益計算書 ・利益金処分計算書か株主資本等変動計算書
使用印鑑届書	様式 4	◎	・代表者印を使用する場合でも使用印鑑届書を提出すること。 ・印鑑登録してある印以外の印を使用印鑑とする場合は、使用印鑑届書の使用項目に留意すること
印鑑証明書	—	◎	発行日から3カ月以内のもの（ <u>原本</u> ）
委任状	様式 5	○	・受任者を選任した場合のみ必要 ・委任しない項目がある場合には、項目を削除すること
記載事項変更届	様式 6	○	提出書類の記載事項に変更がある場合のみ必要
適合証明書	様式 7	◎	別添1により算出した値を記載すること。

※ ◎は必ず提出して下さい。○は該当する場合のみ提出して下さい。

参加資格審査申請書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

大阪府住宅供給公社が行う、公社賃貸住宅共用部分等（竹見台団地外 241 か所）で使用する従量電灯及び低圧電力の供給事業者選定の入札に参加いたしたく、関係書類を添えて参加資格の審査を申請します。

なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに下記のいずれかに該当したときは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てをしないことを誓約いたします。

記

- 1 当該入札後に契約候補者となり、契約条件の協議を行い受託者となった場合において、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 罰金刑以上の刑に処せられた者
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に抵触する者
- 4 その他入札参加者としてふさわしくない行為のあった者

以上

会 社 概 要

	商号又は名称	所在地 (TEL・FAX)		代表者職・氏名
本 社		〒 TEL () FAX ()		
公 社 近 傍 の 事 務 所		〒 TEL () FAX ()		
設立年月日	年 月 日	資本金	千円	営 業 種 目 (注3)
役 員 (注1)				(開始年月)
役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名	
企業内組織・支店等 (注2)				
記入責任者氏名及び連絡先				
氏 名： 住 所： 電 話： F A X： M A I L：				
大阪府住宅供給公社と取引を行うに当たっての営業等の担当者氏名及び連絡先				
氏 名： 住 所： 電 話： F A X： M A I L：				

注1：役員が記入しきれない場合は、主な役員のみ記入し、別に名簿等を添付すること。

注2：組織の概略図を記入すること。記入しきれない場合には、他に記入して添付すること。

注3：営業種目ごとに開始年月日を記入すること。

契約実績確認書

契 約 実 績 (注4)					
過去2年間の間に締結した供給期間2年以上の契約実績を記載	団体名	契約年月	供給期間	年間電力量	供給場所の棟数

- 注4：① 契約年月は、年月～年月で記入すること。
② 実績について、参加資格要件を参考に、主なものを記入すること。記入しきれない場合には、他に記入して添付すること。
③ 上記の契約書（写）各一通を添付すること

使用印鑑届書

大阪府住宅供給公社理事長 様

使用印



上記の印鑑は、公社賃貸住宅共用部分等（竹見台団地外 241 か所）で使用する従量電灯及び低圧電力の供給事業者選定の入札における次の行為に対し、使用したいのでお届けします。

1. 入札参加資格審査申請・その他各種届け出をすること。
2. 契約を締結すること。
3. 保証金の納付並びに還付請求及び領収をすること。
4. 契約代金の請求及び受領をすること。
5. 契約に関する各種証明をすること。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

委任状

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

私こと都合により

受任者 事業所所在地

商号又は名称

職 氏 名

印 を

代理人と定め、公社賃貸住宅共用部分等（竹見台団地外 241 か所）で使用する従量電灯及び低圧電力の供給事業者選定の入札に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札参加資格審査申請・その他各種届け出について
2. 契約の締結について
3. 保証金の納付並びに還付請求及び領収について
4. 契約代金の請求及び受領について
5. 契約に関する各種証明事項について

以上

記載事項変更届

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

大阪府住宅供給公社が行う、公社賃貸住宅共用部分等（竹見台団地外 241 か所）で使用する従量電灯及び低圧電力の供給事業者選定の入札に係る入札参加資格審査申請書等の提出書類の記載事項について、下記のとおり変更したいので、お届けします。

なお、この変更届の記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更事項

2 変更前

3 変更後

4 変更年月日 令和 年 月 日

5 変更理由

以上

適合証明書

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 平成30年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位:kg-CO ₂ /kWh)		
②	平成30年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成30年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	点
----------	---

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。但し、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別添1により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①平成 30 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②平成 30 年度の未利用エネルギー活用状況、③平成 30 年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の 4 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

要素	区分	得点
① 平成 30 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.000 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.525 未満	45
	0.525 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上 0.575 未満	35
	0.575 以上 0.600 未満	30
	0.600 以上 0.625 未満	25
	0.625 以上 0.810 未満	20
	0.810 以上	0
②平成 30 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0%超 0.675% 未満	5
	活用していない	0
③平成 30 年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50 %以上	20
	5.00 %以上 7.50 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0%超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、入札参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

表「各用語の定義」

用語	定義
<p>① 平成30年度に当り の二酸化炭素排出係数</p>	<p>「平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成30年度の調整後二酸化炭素排出係数。</p>
<p>② 平成30年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成30年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を、平成30年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{平成30年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{平成30年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス 3. 平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4. 平成30年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

<p>③平成30年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の算定式によるもの。</p> <p>(算定方式) 平成30年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%) = $\frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>① 平成30年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh))</p> <p>② 平成30年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh) (ただし、平成30年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、平成30年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、平成30年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 平成30年度の供給電力量 (需要端(kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 平成30年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 平成30年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギー促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>